「わたしは大丈夫！」と思っていませんか？

実はあなたのすぐそばに…

特殊詐欺

特殊詐欺とは？

特殊詐欺とは、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」など、電話やメールなどを通じて現金などをだまし取る犯罪のことです。「私はだまされない」と思っていても、詐欺の犯人は巧妙な手口であなたを信頼させ、大切なお金をだまし取ろうとします。

詐欺にだまされないためには、どんな手口があるかを知り、対策をすることが大切です。

詐欺の被害

鳥取県内で昨年発生した特殊詐欺の被害額は約1億2000万円で、令和元年と比べて5倍以上増加しています。被害の約7割が、未払い料金があるなどとうそをつく「架空請求詐欺」、次いで役所などを名乗って保険料の払い戻しがあると偽る「還付金詐欺」です。被害の中には、一人暮らしの70代女性が約4500万円をだまし取られたケースがあり、高額な被害も発生しています。

また、鳥取県警の発表によると、今年8月末までに発生した特殊詐欺の被害額は、なんと約1億円。昨年の同時期と比べると約2倍の被害額で、このまま被害が出続けると、年間被害額は過去最悪となるとみられています。

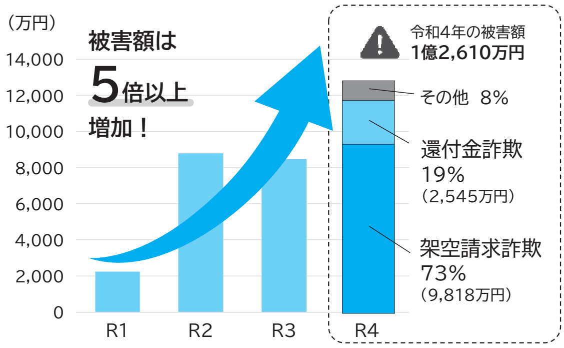

特殊詐欺被害額の推移
（警察庁、黒坂警察署のデータをもとに作成）

どんな手口？

特殊詐欺には多様な手口が存在します。今回はその中でも、実際に県内で被害のあった手口を紹介します。

手口① 役場職員のフリをして…

役場職員を名乗る男から「保険金の払い戻しがある」と電話があった。その後銀行のコールセンター職員を名乗る男から電話があり、近くのＡＴＭで操作を指示された。

手口② 電話会社やセキュリティ会社のフリをして…

郵便で「未納料金がある」と通知が届いた。記載されている番号に電話すると、「あなたのパソコンがインターネットウイルスをまき散らしている。保障費用が必要」と言われた。

手口③ 弁護士や警察官のフリをして…

警察官を名乗る男から「あなたの口座が暴力団に使用されている。捜査のために通帳やカードを預かる必要がある」と言われ、自宅ポストに通帳等を入れるよう指示された。

黒坂警察署
大殿駐在所
池田健一郎警部補

昨年の全国での特殊詐欺被害額は約370億円で、毎月1億円以上の被害が発生しています。警察では被害抑止に向けた様々な対策を推進していますが、被害に歯止めがかかりません。誰でも被害にあう可能性があります。「自分は大丈夫」ではなく、手口を知って被害を防ぎましょう。

……特殊詐欺にだまされないために……

ポイント 日ごろからの対策

・知らない電話番号や非通知の電話には出ない
・防犯機能を備えた電話機を使う
・「最近変な電話がかかってきませんか？」など近所の人や知り合いと情報交換をしておく
・相談相手（家族、親戚、信頼できる友人など）をあらかじめ決めておく

ポイント 知らない人からの電話に出る時、気を付けること

・電話で個人情報を教えない
・お金の話が出たら、電話を切る
・不審な電話やメールを受けたら、まずは警察や身近な人に相談する
○警察や役場職員が、銀行口座の暗証番号を聞く、キャッシュカードを預かることは絶対にありません！

詐欺の電話かも？詐欺に遭ったかも？　不安を感じたらご相談ください

黒坂警察署	溝口幹部派出所	0859-63-0110
	大殿駐在所	0859-68-2042
	番原駐在所	0859-68-3734
	溝口駐在所	0859-62-1580

警察相談専用窓口　＃9100
消費者ホットライン　188
伯耆地域包括支援センター　0859-68-4632

防犯機能付き電話機などの購入を補助します

悪質な電話勧誘販売や、振り込め詐欺などの消費者被害の防止には、防犯機能付電話機等の使用が有効であるといわれています。
防犯機能付電話機等の購入費を補助しますので、ご利用ください。

●対象者

次の全てを満たす人
・伯耆町に住所を有する65歳以上の人（今年度末までに満65歳になる人を含む）または障がいや認知機能の低下等で消費生活上特に配慮を要する人
・町税を滞納していないこと（世帯員を含む）

●対象機器

①防犯機能付電話機（通話録音事前予告機能、通話録音機能、ナンバーディスプレイ機能を備えたもの）
②テレビドアホン（モニター機能、録画機能を備えたもの）

※①、②とも令和５年10月16日以降に購入したものに限る。

●補助金額

１世帯につき各１台の購入費（上限10,000円）
※設置費と配送費は含みません。

●申請期間

令和5年10月16日（月）～令和6年1月15日（月）
※先着順に受付します。
※受付期間に関わらず、予算額に達し次第終了となります。

●申請方法

申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添えて住民課へ提出してください。（申請書は住民課窓口、町ホームページにあります。）
<添付書類>
①メーカー、品名、品番、日付の記載された領収書等の写し
②購入した対象機器の仕様等が確認できるカタログ、説明書等の写し
③対象機器を設置したことがわかる写真
④本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
⑤支払口座の通帳等の写し
⑥その他町長が必要と認める書類

●注意事項

・対象機器は新品での購入とし、１世帯につき１回に限り補助します。
・機器の設置後、５年間は使用してください。町から、設置状況の調査を行うことがありますので、ご協力ください。
・この事業は、鳥取県の補助金を財源とするため、今年度限りの予定です。

問い合わせ先　住民課　0859-68-3115